

最高裁秘書第2627号

令和4年9月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

2月28日付け（3月3日受付、第030996号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所の級別定数表の職名として出てくる調査員、技術員及び専門職の職務内容が分かる文書（最新版）
- (2) 下級裁判所の級別定数表の職名として出てくる技術員、専門職及び法廷警備員の職務内容が分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。